

平成 28 年 12 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	28年12月 農地部会		
日 時	平成28年12月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯	

氏 名	出 欠
事務局長 細 川 英 樹	○
事務局長補佐 藤 井 良 清	○
次長 岡 崎 伸 一 郎	○
書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	○
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	○
31 小 原 邦 彦	○

18名中

18名出席

欠席届出

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	8 件	田 畑	7,899.00 m ² 2,961.00 m ²
第2号議案	合意解約	4 件	田 畑	5,042.27 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3 件	田 畑	713.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	1 件	田 畑	1,068.00 m ² 0.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	48.00 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	15 件	田 畑	23,258.27 m ² 632.00 m ²
第8号議案		0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²

合 計	33 件	田 畑	38,028.54 m ² 3,593.00 m ²
-----	------	--------	---

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年12月20日 (火) 午前 9時～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長 おはようございます。
定刻がまいりましたので、ただいまより12月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで合計33件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名全員の出席をいただいております、本部会が成立していることをご報告いたします。

細川事務局長 それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。
今年もあと10日あまりとなりました。皆さん寒い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席を賜り、ありがとうございます。
さっそくではございますが、議事に移りたいと思っております。

大原部会長 本日の署名委員を
4番 綾野 委員さんと
15番 河崎 委員さんの お二人にお願いします。
次に、今月の現地調査につきましては、
5番 梶野 委員さん
8番 吉川 委員さん
24番 猪熊 委員さんと 私で、昨日の12月20日(月)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。
ただいまより議事に移らせていただきます。

田 路 書 記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 300㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 522㎡、外2筆 計 2,961㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、…、面積 1,124㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、…、面積 741㎡、外1筆 計 1,512㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、…、面積 1,796㎡、外2筆 計 3,017㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6番、…、面積 749㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

7番、…、面積 386㎡、外1筆 計 587㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

8番、…、面積 610㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、8件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について

大原部会長 なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」8件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」4件を議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」についてご説明いたします。

1番、…、面積 2,104㎡、外2筆 計 2,303.27㎡。【議案読み上げ】

2番、…、面積 1,094㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 1,171㎡。【議案読み上げ】

4番、…、面積 291㎡、外2筆 計 474㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第3号議案の 1番・2番 につきましては、現地調査を実施しておりますので 5番 梶野委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員]
梶 野 委 員

〈現地調査報告〉

それでは、報告させていただきます。

1番、・・・、面積 423㎡。【議案読み上げ】

これは、国道 11号線と国道 438号線との交差点の北東すぐの角地に位置しております。

無断転用はありません。

転用目的は、太陽光発電設備用地に供したいということであります。

申請理由は、本申請地は、平成25年9月27日付で農地法第5条により資材置場として許可を取得していたが、計画の中止になったことから、今般、取消しにより新たに太陽光発電設備用地として計画して申請されたものであります。

農地の区分は、都市計画により用途が準住居地域とされている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他につきましては、前計画が取り消しとなりました経緯書が提出されております。

2番、・・・、面積 183㎡、合計 466.63㎡。【議案読み上げ】

申請地の場所は、城山を通る国道11号線から北に 約200m 、第78番札所 天皇寺高照院から南東に 約150m で、八十場の東団地と中団地の間を流れる不動川沿いに位置しております。

無断転用があります。

転用目的は、資材置場用地と物置 1棟 平屋建 6.48㎡です。

申請理由は、申請者の経営する法人の業務拡大により、現状の倉庫等ではスペース不足となったため、申請者が資材置場として造成等を行った上で法人に貸付けることを計画したため。

農地の区分は、都市計画により用途が第1種低層住居専用地域とされている第3種農地に該当しています。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他といたしまして、本申請に関して既に造成を終えている状況にありまして、それについて事前着工の始末書が提出されております。

梶 野 委 員

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま 梶野委員 さんより 現地調査の報告がありました、
他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎次長 はい、第3号議案 農地法第4条許可申請について説明させて
いただきます。

1番・2番につきましては、先ほど梶野委員さんから現地調査の
報告をいただいたとおりでございます。

3番について説明させていただきます。

3番、・・・、面積 107㎡、合計 424.35㎡。【議案読み上げ】
転用目的は、住宅兼納屋 1棟 2階建 200.09㎡。
こちらは、五色台病院から東に 約100m に位置します。
こちらは無断転用をしております。
本申請地は、平成9年12月15日付で農地法第4条により住宅兼納
屋用地として既に許可を受けておりましたが、計画の中止になった
ことから平成26年4月10日に取り消し願を提出したものでございま
すが、こちらは当初の平成9年の申請時に既存建物についての無断
転用の解消を含めた許可であったため、計画が中止であっても無断
転用の部分については転用手続きが必要であるということで県とも
協議しました結果、分筆等によって同時に手続きをしていただく必要
があるということで、本申請に至った訳です。
周辺の農地の状況から、第2種農地に該当します。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書か
ら適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま
す。
土地改良区意見書からも調整を了していると確認できます。
無断転用については、改めて始末書の提出をいただいております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局の説明がありました、第3号議案につきまして、
なにかご意見 ・ ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

大原部会長 特にご異議がないようですので、第3号議案 「農地法第4条許可

大原部会長 申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をいたします。

1番、…、面積 629㎡、外4筆、合計 1,068㎡。【議案読み上げ】申請地の場所は、林田町の港自治会館から南東 約100mに位置します。

無断転用はありません。

転用目的は、太陽光発電設備 用地です。

申請理由としまして、譲受人は事業として太陽光発電事業を行っており、経営の多角化を行うためにも太陽光発電事業の拡大を行おうと用地を探していたが、所有者が高齢で耕作が困難となった申請地を見つけ、関係者との同意が得られたので、所有権移転を行い事業を実施するために申請を行った案件です。

農地の区分としては、第3種農地で用途地域としましては第1種住居地域に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出をいただいております。

平成28年8月部会の第4号議案 農地法第5条許可申請の4番の所有者の農地に関しまして非農家の自己住宅での農地転用申請がありましたが、農地部会で了承された後、県へ進達する前の8月29日に契約の解除を理由に取下願の申請が行われ、取り下げをされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」1件につきましては、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大 原 部 会 長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。
なお、第5号議案 2件 については 現地調査を実施しておりますので 8番 吉川 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

吉 川 委 員 それでは、説明をさせていただきます。

1番、…、面積 26㎡。【議案読み上げ】

申請地の場所は、川津町 一ノ又の大東川に架かる川津新橋から南西 約200m にある 西又本村自治会館のすぐ東に位置します。申請理由は、昭和30年頃より農道として利用していたためでございます。

2番、…、面積 22㎡。【議案読み上げ】

場所は、府中町 字前谷上所、県道33号線と国道11号線が交差する前谷交差点から 県道33号を西へ 約250m に位置します。申請理由は、昭和42年頃より農道として利用していたため。今回非農地証明申請を提出した訳です。

以上です。

大 原 部 会 長 ありがとうございます。吉川委員 さんより現地調査の報告がありました。事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第5号議案「非農地証明願」については、先ほど 吉川委員さんよりご報告があったとおりです。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より説明がありました。第5号議案につきまして、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」
2件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」15件を議題に
供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が3件、再設定が
7件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が3件となって
おります。

以上、農用地利用集積計画書 15件は、いずれも農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問
等はありませんか。

— 大久保委員 挙手 —

大 原 部 会 長 はい、大久保委員。

大 久 保 委 員 4、5、6番についてですが、備考に再設定とありますが、新規と更新の
意味は分かるんですが、再設定とはどういうものですか。

田 路 書 記 はい、お答えします。
新規は初めて利用権を設定するもので、更新は同じ方と続けて利用権
を設定するもの、再設定は一度利用権を設定したことがあるものの、
その方とは別の方と貸し借りをする場合です。

大 久 保 委 員 利用権を設定する人が、以前とは違う新しい人の場合は再設定に
なるんな。

田 路 書 記 そうですね、はい。

大 久 保 委 員 なんでこれを聞つきよるかという、4、5、6番については私がお世話

大久保委員 している中山間地域に入っとるわけです。
これは、期間が来年1月1日から以降10年間になっとるということな。

田路書記 はい。

大久保委員 これ全て麦を植えておりますよ。今年の秋に。
麦を植えとるということは、借受人が決まっとるということですね。
決まっとるにもかかわらず何で農地機構が貸し借りを出すんな。
11月に麦を植えとんのに、そこに農地機構が借りて新しい借り手を作っとするといふんは問題があるんじゃないですか。

細川事務局長 はい、ただいま農地機構の担当者呼びに行ってますので、少しお待ちください。

— 農地機構担当者入室 —

農地機構担当 おはようございます。
この麦が植わっとる分については、前の借主との契約の関係で裏作だけがいとったんで、農業委員会に出すんが時期的に遅れたんですが先に麦を蒔いたんで、それで今出っしょんです。
前の借主が今まで裏作だけ契約しとったんで、その期限の関係で出せなんで、それでちょっとずれとんです。

大久保委員 契約するんが遅れたということな。

農地機構担当 そうです。

大久保委員 麦はもう5cmくらい伸びとるけど、この書面を見たら、農地機構が借り手を探っしょるといふ風にとれるわな。

農地機構担当 そうです。

大久保委員 結局私が心配しとんは、これが中山間地域に被っとる土地になるんで…。

農地機構担当 中山間地域については市に確認したら、中山間の方も草刈ってちゃんとしたらいけると…。

大久保委員 それは誰がするんな。

農地機構担当 借った人が草刈っていく・・・。

大久保委員 借った人。

農地機構担当 中山間に迷惑を掛けんように借った人が期日までにきちっと草を刈っていくということにしております。

大久保委員 そしたら借り手が決まっとるんやな。

農地機構担当 決まっとります。

大久保委員 借り手が決まっとるのに農地機構に出す意味がわしにはわからんのやけど・・・。

農地機構担当 今まで中山間は自分で作って自分が管理しよったんやけど、作ってもらっても地主の方と相談出来たら、お金はどっちへ行こうが刈るのは借った方が刈っても構わんと・・・。

大久保委員 中山間の係の人とは話が出来とんな。

農地機構担当 出来とります。

大久保委員 お金をどちらに払うとか・・・。

農地機構担当 従来どおりの支払い方をしていこうと、地主の方へ行くようにしております。

大久保委員 わたしは中山間の世話をしよるけどなにも連絡もないし・・・。

農地機構担当 それは中山間の担当者の方は移動があつたら大久保委員さんの所に連絡するやろうけど所有者はそのままいくんで、借る人は中山間の地主に頼まれて誰が借ろうが中山間の方に迷惑さえ掛けんなら・・・。

大久保委員 それは構んけど、既に麦を植えとんのになんで香川県農地機構に登録するんかなあと思って。

大久保委員　それともう一つは、借主が見つかる前の管理、草刈りは誰がするのかなあと思って・・・。

農地機構担当　それは、借り受けた人がします。

大久保委員　誰が借り受けるん。

農地機構担当　これは、農地機構と地元の法人がします。

大久保委員　これ生涯するんやろ。

農地機構担当　10年間します。

大久保委員　それやったらなんで地元の法人と農地の所有者とで貸し借りせんのか、それがちょっと分からのや。

農地機構担当　農地機構をかました方がええんで、そうしたんです。

大久保委員　農地機構をかました方がええという意味が分からのやけど。

農地機構担当　農地機構を通してくださいと色んなところで言よるから期限が来たら農地機構を通してもろて契約していきよります。
他の地区も・・・。

大久保委員　わしら知らんもんは説明が無いから、今から農地機構に登録して耕作者を探すんですよと、そういう風にしか見えんわな。

農地機構担当　持ち主からいうたら農地機構に預けるんで、それから以降は県の農地機構の預かりになるんで。

大久保委員　それ問題が無いんやったら構いはせんけどなあ・・・。

農地機構担当　問題も何も、1か月前に麦を蒔いたけど、その間は前の借主とダブツとったんで、重複したらいかんけん今出してきたんで。
中山間の方も問題ないと確認してます。

大久保委員　事前に中山間の事務局にでも説明しとってくれたらありがたいわな。

農地機構担当 所有者が変更するんやったら説明しとけて言われたんやけど、変更が無いけん・・・。

大久保委員 だから、今はもう麦を蒔いて育てて来とるとこやけん、農地機構が絡んでやっとするからおかしいなと思って質問しよるだけで・・・。

町川委員 ここへ出てくる場合は、農地機構が噛んどるんは借り手ができとるから出てきとんやということの説明が無いきに、宙ぶらりんになつとる感覚を取られとんでないかな。

大久保委員 そうそう、これだけ見たら今から農地機構に登録して借り手を探してみたいで・・・。

町川委員 違うんや。ここへ出てきた時点で借り手は決まっとんや。貸す人が居っても借り手が居らんのは、中間管理機構は受けんのや、なあ。

農地機構担当 受けんし、受けても2年間預かって地主に管理してもらう。

大久保委員 そしたら、ここに出てくんは借り手が決まっとるもんしか出てこんのな。

農地機構担当 そうです。

平田会長 これは、麦というんは期間作物で契約しとったんな。

農地機構担当 そうです、裏作だけ。本当は11月1日から5月31日なんですけど・・・。

平田会長 もう麦の方は播種しとるといふ訳やな。

農地機構担当 この3件だけが前の絡みがあつて遅れて、前月の場合は麦蒔く前に申請して農業委員会とおしてもろとった。

平田会長 事務局としては、この分期間作物で播種は今の時点で済んどるわな、そやけど契約は1月1日からやから、先行してしもとるわな。でも別段、農地機構が受けたら常にどこへ貸すというんは農地機構の都合で、農業委員会は貸し手まではする必要はないんやから。だから、農地機構の方で別段異議がないんだったら、農業委員会は受けないかんと思うけど。

農地機構担当　　まあ、遅れたというのはあるんですが、期限の関係でこういう風になった
というのはご理解いただきたいと思います。

大久保委員　　事前に説明してくれとったら、わしもこんな質問せんかったのに。

農地機構担当　　はい、わかりました。次からはこういう事情のある案件については事前
説明しときます。

大久保委員　　そして、草刈りは現に麦植えとる人が草刈ってくれるんやの。

農地機構担当　　刈ります。

大久保委員　　それやったら構わん。

農地機構担当　　支払については全く変更ないです。

大久保委員　　わかりました。

農地機構担当　　ほんだらよろしお願いします。

松下委員　　ちょっと待って。この4番から6番もそうやけど、貸付人は分かるけど
借受人が全部農地機構やった場合、実際の借受人の名前が分か
らんのや。それをここで審議したら、土地改良なり水利の関係、河川
の連絡を農地機構へ連絡せないかんようになる。実際に作ってる人
にこっちから連絡出来ないので、こういう問題も起こる。

だから、ここに出した場合は、借受人が分かるとんやったらあげて
もらうとありがたい。

農地機構担当　　それは、農地機構の本部に聞かなんたら、今の制度では難しいと
思います。どこの農業委員会にも出してないと思うんやけど・・・。

松下委員　　出したらんでも検討せないかん場合は、担当が全部説明するよう
にするんな・・・。

農地機構担当　　それは、農地機構の本部に確認してきます。
農業委員会にまた報告します。

松 下 委 員 それでなかったら、検討出来んのかな、実際。
農地機構が受けますというだけでは実際の内容が分からんで。

細 川 事 務 局 長 出せるかどうかは制度的な問題もありますので、今後の課題という
細 川 事 務 局 長 ことで、県の農地機構なり、農業会議なりに照会をかけて検討してみ
ます。

農 地 機 構 担 当 それではよろしいですか。
失礼します。

— 農地機構担当者退室 —

大 原 部 会 長 他になにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【特になし】 の声あり

大 原 部 会 長 他に意見もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」
15件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細 川 事 務 局 長 事務連絡
農業委員会制度の改正に伴う、新制度移行時の農業委員会の
委員および農地利用最適化推進委員の定数を定めるための条例
の進捗状況（12月議会に上程）について

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして12月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時51分閉会)